

〔論文〕

## 福音宣教における天皇制の問題

橋 本 龍 二

この国で福音宣教の働きにあずかるものにとって、天皇制は避けて通ることのできない問題である。福音主義の立場に立つものにとつて、「イエスは主である」と告白し、「この人による以外に救はない。わたしたちを救いうる名は、これを別にしては、天下のだれにも与えられていないからである」と大胆に語ることが福音宣教であるということができるならば、日本国民の宗教的大祭司として臨み、「天王」と称する天皇制に答えを出さないと進むことはできない筈なのである。しかるに、わが国のキリスト教会は、戦前、戦中に、国家神道の頂点に立つ天皇を現人神としてあがめ、神社参拝の強要に屈する罪を犯した。自ら偶像礼拝にくみしただけでなく、近隣諸国のキリスト教会に神社参拝を強要する罪を犯した。十戒の第一戒を犯した罪の責任を連带的に負うものとして、われわれはこのことを自らの罪として恥じ、徹底的に悔改めることなしに、愛する同胞に対して「イエスは主である」と告白することはできないのではないか。

戦後、キリスト教会が、天皇制の問題に触れることを回避してきたことに対する反省が行われてきているが、天皇を現人神とする明治天皇制に対する悔改めが見られなかった戦後の風潮に深い痛みと驚きとを覚えざるをえない。

敗戦時、日本基督教団は、敗戦に当たったの指令の中で、「聖断一たび下り、畏くも詔書の漁発となる。……本教団の教師及び信徒は、この際聖旨を奉載し、国体護持の一念に徹し、いよいよ信仰に励み、将来の国力再興に傾け、もって聖慮に応え奉らざるべからず。……今後たどるべき茨の道を忍苦精神、以て新日本の精神的基礎建設に貢献せんことを厳そかに誓うべし」と表明したのであった。

同じ時期に日本基督教青年会会長の名で出された声明は次のようなものであった。「大東亜戦争締結の大詔漁発せらる。大御心を拝察し奉り誠に恐懼措く処を知らず。今日の難局を招ける我らの非力を闕下に哭しつつ万謝するのみ。」日本キリスト教会を代表する教団とキリスト教団体の声明に共通していえることは、ひたすら天皇に敗戦に至らせた己が非力と罪を懺悔するが、神に対し天皇を現人神とあがめ神社参拝、宮城遥拝を含む国民儀礼に妥協した罪を悔改める言葉を見出せないことである。これらの声明に表されている思いは、当時、多くのキリスト教徒を捉えていた思いを代弁していることができるのではないだろうか。

終戦直後の混乱状態を脱したと言つてよい一九五五年頃に、武田清子氏の行ったアンケート調査とそれに基づく日本のキリスト者の天皇に対する意識の類型化は、その後の天皇に対する意識を知るために注目すべきものである。武田氏によれば、日本のプロテスタント・キリスト者の天皇制に対する意識には三つのタイプがあるという。一、伝統主義的タイプ。これは、天皇制を、キリスト教信仰の立場から正当化するのではなく、一般日本人のものの考え方に根深い伝統主義、即ち、情緒的、民族的、伝統的思惟によって、「情緒的、民族的、伝統的思惟から分離することなく、むしろ、その中にキリスト教が従属的に密着しているタイプである」。二、共存的タイプ。これは、一人のキリスト者の意識の中にキリスト教と天皇制とが共存する場合であつて、それは媒介的肯定型と媒介的否定型の二つに分けられている。前者は、「一人のキリスト者の意識の中にキリスト教と天皇制とが二重構造的に共存するのであるが、

この場合、個人としてのキリスト者は神の権威に従つて生きていくのであるが、それはキリスト者個人の信仰、魂の問題、或いは、個人倫理に限定されており、この世の生活、ことに社会生活、国民としての生活の領域においては、「カイザルものはカイザルに」の立場で天皇の権威を肯定し、天皇制がキリスト教の中にだんだん浸透してきて、遂にキリスト教が天皇制に従属せしめられる」。後者は、「キリスト教の立場から天皇制国家に一応否と云うのであるが、『否』の言い放しではなく、天皇制にキリスト教の影響を及ぼすことによつて天皇制をキリスト教化することによつて天皇制を肯定しようとする」。三、対決的タイプ。「日本における天皇制はその本質において、キリスト教と矛盾、対立するものとして天皇制を否定し、廃止を主張する立場である」。

調査によると、キリスト者の立場の大対数をしめるのが第二の共存的タイプであるといわれる。この中には、「無関心の立場」も含まれるとされているが、いずれにせよ二元論的に割切つて天皇制を肯定し、天皇の権威を肯定するものであるといえよう。

この姿勢が、戦後、十年を経たキリスト教徒の大多数にみられたものであるが、今日、尚、その傾向はいささかも変わっていないように思われる。この調査から三十年を経た現在、昭和天皇死去の後で、クリスチャン新聞が行つた天皇の代替りアンケート調査がある。まず回収率が三十三・四%とかなり低いものであることが目につく。それに加えて、礼拝、その他の集会で、天皇の死去、代替りに関して何も触れない教会もかなり多く、三十七・四%であることが注意をひく。この調査結果についてコメントしている小野静雄氏は、その数値を、教会の守りの姿勢を示すものと分析しておられる。三十年前と共通した意識、姿勢を読みとることは決して無理な推論ではないと考える。

天皇制の問題と、真正面にとりくむことを避けることに通じるこうした姿勢に通じていることは、戦前、戦中のキリスト教会の陥つた罪に対してそれを自らの罪として自覚し、連帯的責任を担おうとする意識の欠如があるように思

われる。天皇制とかわって教会が神の前に、神に対して犯した罪の深刻な悔改め無しに天皇制との取組みも表面的なものに終わってしまうのではないだろうか。同時に、われわれが、自らの悔改めの証しとして天皇制の問題と取組み、対決していくことが、この国の宣教を真にのみりあるものとするためにも必要なことであると信ずる。塚田理氏の言われる通り、「まさに悪戦苦闘した戦前戦中の日本人キリスト者共同体……彼らの経験と信仰理解を反省検討することが、日本における〈土着の神学〉の出発点なのである」。

日本基督教改革派教会は、終戦直後、その創立宣言において、不十分な表現ではあるが、戦時中の教会が犯した罪を自らの罪として恥じ悔改めを表明した数少ない教会の一つである。この教会の創立者たちが、分派活動と批判されながらも新教派創立に踏切ったのは、一つには戦時中の罪の悔改めの証しとしての行動であったと言える。創立宣言（一九四六年四月）に、「今次大戦に当りては、宗教の自由は甚しく压迫せられ、我らの教会も歪められ、真理は大胆に主張せられざりき。我らは之を神の聖前に恥じ、国の為に憂いたり」とのべている。神の前にその罪を恥じ悔改めを云いあらわしたのであった。この教会は、従って、いわゆる「逆コース」が始まりを見せた一九五一年の大会において次のような「神社問題」に関する建議案を万場一致で可決している。一、我等は神社が偶像なることを明らかにし、その参拝を拒否すること。二、神棚仏壇等を拝せざること。三、公務員が其の公の資格によって神社参拝、慰霊祭、その他の宗教行事に参列することは、信仰の自由を害するものとして我らは常に反対すべきこと。四、教会員が、民間団体の役員となる場合は、前記の行為に加わらざることを条件とすること。

さらに、旧日本への回帰の傾向があらわに見られるようになってきた一九七六年、創立三十周年に当り、改めて、我らの戦中の罪の悔改めを表明し、そのために、教会と国家に関する信仰の宣言を作成し、再び、過去の罪を繰返すことがないように教会の決意を内外に表明したのである。

「創立にあたって指導的な役割を果たした教師たちが、戦時中、教会合同に際し、旧日本基督教会内において、『聖書の規範性、救いの恩恵性、教会の自律性』という三原則を掲げて反対し、また国家神道体制下における神社参拝の強要にも屈しなかった信仰の戦いは、日本基督教改革派教会の創立およびその後の歩みと深いかわりをもつものでありました。しかし、私たちは、宗教団体法下の教会合同に連なったものとして、同時代の犯した罪と過ちについて共同の責任を負うものであることも告白いたします。戦時中に私たち日本の教会は、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶しきれなかった偶像礼拝、国家権力の干渉のもとに行われた教会合同、聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性、とりわけ隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず、かえって戦争に協力する罪を犯しました。」

「七十年代の祖国は、靖国神社国家護持法案の協力的な推進に一例を見るように、いちじるしく旧日本への回帰の傾向を示しております。この時にあたり、私たちは、かつてあの暗い日々私たちが陥った罪と誤りを主の御前に深く恥じ、再びくり返すことのないように主の恵みを求めると共に、広く日本の諸教会にも、同じ罪に陥ることのないよう呼びかけるものであります。」

その年、この信仰の宣言において示された原則に従って、天皇在位五十年式典に対する反対声明を決議し、関係方面に送付した。日本基督教改革派教会として「天皇性」問題に対して発言したのはこれが最初であった。その中で、記念式典に対し、第一に、「政府主催による右式典の実施は、戦前、戦中において不当な大権を行使した現天皇の責任と役割を不問にすることを意味する」、第二に、「……すなわち来る十一月十日は、厳密な意味では、天皇在位五十年の日に当たらないにもかかわらず、その日を式典実施の日としたことは、現皇太子の天皇即位の後に行われる宮中

祭儀最大の重儀である大嘗祭式典を国家的規模の下に行うことへの伏線である。右の事実は、政府主催の式典実施が、祭祀大権の回復こそ憲法問題の核であるとし、祭り主としての天皇の權威の復権運動を推進している神道界、反動的憲法学者、靖国神社法案支持者らの願望に応えるものであり、戦後憲法体制に真向から挑戦するものである。第三に、今回の強行は、……象徴天皇の「象徴」の意味を無理に拡大させようとする諸勢力の願うところであり、この面からも、極めて政治的な式典の色彩を持つ結果となることは当然と言わねばならない。最後に、戦前、戦中の天皇制が戦後において制度的に断絶しているにもかかわらず、思想的には、なお連続している現状から、今回の式典は国民の心情を天皇信仰へと復帰させる誘因となり、その影響の少なからざる事が憂慮される。」

この声明で、既に、天皇の戦争責任問題に言及したこと、大嘗祭を準国事として挙行しようとする伏線であることを見通していること、象徴天皇制と明治天皇制の連続制を見ていることが注目される。十四年前の声明であることを考える時、かなり早い時点で、現在の天皇制にかかわる状況を見通して対応してきたと言えよう。

この声明をここで紹介するのはそのことのためではなく、この声明を出す理由を次の如くのべている点を指摘するためである。

「以上の諸理由に加えて、日本キリスト改革派教会は、戦前、戦中における神権天皇の大権の下、キリスト教界がわれわれの信ずる唯一の眞の神に対する拭い難い大罪を犯したことを悔い改め、新しき服従の道を歩む決意をした今日、改めて、戦後における天皇神格化の阻止に徹しきれなかったことを深く恥じ、再びそのような傾向の助長につながる式典の実施には根本的な反対せざるを得ない」

此処に、悔改めの証しとして天皇制の問題を取上げ、天皇制をめぐる当時の傾向に対して対決の姿勢を明らかにしたことがわかる。天皇制の問題は、過去の誤りを徹底的に悔改めること無しに、眞に信仰的課題として取り組むことはできないことを繰返し強調したい。この観点から、天皇の代替りに際して日本キリスト者有志の名で出された、一九八九年日本キリスト者宣言は、天皇問題について、特に、一、天皇の戦争責任の問題、二、象徴天皇制が神格をもつ問題、三、信教の自由侵害の問題を取上げている。この宣言が、深い悔改めの言葉をもって結ばれていることに注目しなければならぬと考える。

「また、私たちは、かつて個人的、内面的な二元論的信仰のゆえに、固定的な二王国説にとられ、その中で現人神信仰に極まる国家神道と妥協し、神社参拝と天皇礼拝の強制を否みえなかったばかりか、それをアジアの諸民族、諸教会にまで強制することに加担したことを、教会の罪責として告白する。さらに、天皇の名において遂行された侵略戦争を、聖戦として肯定し支持したことを、あらためて教会の罪責として認めなければならない。私たちは、一九四五年八月、敗戦の裁きを受けた後も、その罪責に対する批判的認識を十分に持ちえず、戦後天皇制の維持と再編成について、適切な判断を欠如させたばかりか、かえって天皇の無罪説を擁護し、天皇を初め天皇家のキリスト教化を突破口にして、日本をキリスト教化し得るといふ幻想を抱く者も少なくなかった。」

今、天皇制をめぐる危機的な事態を前にして、私たちは戦中、戦後のキリスト教が陥った誘惑と過誤とを深く悔いる。私たちは、その罪責の認識と悔改めから出発することによって初めて、今日の状況に立ち向かうことができるであろう。」

天皇制と真正面から取組むこと、現在の天皇制をめぐる危機的状況に対決することは、戦前、戦中、戦後の罪責の悔改めの深みの中から出発するものでなければならぬ。この宣言は、この点を明らかにしてくれている意味において特に評価したいと考える。

日本のキリスト教会が、長い間、過去の罪責を認識することなく、従って悔改めることなく残されてきたこと、こ

のことが日本のキリスト教会に対する神の審きと言えるかもしれない。そして、韓国の教会の戦後の大きな発展と、日本のキリスト教会の宣教の結実の貧しさは、日本統治下に神社参拝に抵抗した韓国教会の深い悔改めと、日本の教会の悔改めのなかった体質との相違に深くかわりがあるのではないだろうか。我々は悔改めの証しとして真実に、真剣に、天皇制をめぐっての問題と対決して行くことが、この国における福音宣教の今後の成果に深くかわってくるに違いないように思われる。

天皇制の問題は、単なる政治問題ではなく、きわめて宗教的な問題なのである。信仰にかかわる問題なのである。天皇の宗教的権威の復権は、かなり鈍感なものたちの目にも明らかになりつつある。神道儀式が、皇室伝統行事であるという名目で、大っぴらに行われようとしている。この明らかな神道儀礼に三権の長が揃って臨席するという。宗教色が明らかであることを認めた上での参列なのである。大嘗祭は既にかなり広く紹介されてきているように、天皇が皇祖の霊を受ける儀式である。天皇の神格化が行われる儀式なのである。天皇は、皇室の公的行事という名目ではあるが、明らかに実質的な国事として「天皇霊」を受けることを国の内外に示すことになる。天皇の神格化、そのことが象徴の内容であり、実質とされようとしているのではないだろうか。もしそうだとしたら、創り主なる唯一の神をあがめ、イエスのみを主と告白するキリスト教徒にとって、このことは信仰の本質にかかわることになってくる。アバルト・ヘイトを福音の本質にかかわる事柄として、これを信仰告白の状態 (status confessionis) の問題として、異端とした南ア・オランダ改革派宣教会の直面した問題以上にシリアスな問題であり、深刻な意味で「信仰告白の状態」の問題となってきたのではないだろうか。天皇かキリストか、天皇とキリストとどちらが偉いかという問いかけの前に再び立たされることは決してありえないことではないのである。天皇と天皇制について批判的に語ることに對して暴力が用いられている。司法の判断の乱暴さ可減には多くの良識者が深く心を痛めているのではないだろうか。しかし、こうした事態の中で天皇について語るものがタブーとなりつつある。大嘗祭を国家行事とする賛成署名が一千万名を越えているのに、教会関係の反対署名は五万名に過ぎなかったという報告を読んで、慄然とさせられた。この数が教会サイドの反対者の実勢を示すものではないにせよ、反対運動の及び腰を示すものではないかと憂えるものである。

塚田理氏は、最近の状況を分析し、「象徴天皇制とキリスト教」の中で、「象徴天皇制と最終的に対決せざるを得なくなってくる」必然性を訴えておられる。今もなお、我々キリスト教会の側から「最終的に対決せざるをえない」ものなのであるか。天皇制に対して、福音主義キリスト者は、今日的状况の中でどのような姿勢をとることが求められているのであろうか。

対決という表現を天皇制に対して用いることは、今なお、教会の中で抵抗があるようである。しかし、我々が知らなければならぬことは、対決姿勢をあらわにしてきたのは、国家サイドからのものであって、教会サイドからとは言えないことである。このことは、教会史家たちによって、明治憲法と教育勅語とが、プロテスタント・キリスト教宣教師の来日による第二次キリスト教の挑戦（一八五九年）に対する日本国と日本民族の応答に他ならないという捉え方で紹介されてきている。古屋安雄氏は、明治政府が、天皇制を中心とする国家神道の確立を急ぎ、憲法制定に続いて、教育勅語発布によるだめ押しの措置をとった本音は、「キリスト教の広がるのを出来るだけ防ぎたい」と言うにあったという事実は、多くの史実に基づいて論証しておられる。明治天皇制は、キリスト教会の前に立ちただかる強国なエリコの城壁だったのである。

明治憲法において天皇は絶対的存在であった。第一章第一条は、「大日本帝国は、万世一系の天皇これを統治す」であり、第三条は、「天皇は神聖にして侵すべからず」であった。この二条のもつ重み、恐ろしさを改めて認識しな

おす必要がある。天皇の神格化が法制化され、その天皇を祭神とする国家神道が確立されてきた。

明治憲法の翌年に発令された教育勅語も、その内容は、「日本国民の宗教的問いにたいしてあらかじめ用意された回答」ということのできるものであって、万世一系の皇祖皇宗の遺訓が絶対的権威をもつものであること、それ故、日本国民のすべての実践が最終的には、天譴無窮の皇運を秩翼することに向けられるよう強制するものであったのである。このように、明治天皇制は、その本質において、現実にはキリスト教に対する対決を迫るものであり、福音宣教の前に強大な障壁として築きあげられたのである。それは、国民を臣民とし、日本国民統合の国家原理として存在し、従って現人神としての天皇を認めない日本人は、非日本人、非国民としてはじきだす風潮を定着させた。それでは、明治憲法に見られる天皇制絶対主義こそが福音宣教の大障害であり、明治憲法体制の崩壊が、わが国における福音宣教の進展に連なるものであろうか。

敗戦により、絶対主義天皇制に代わって、象徴天皇制が新憲法で規定され、占領軍による「神道指令」による国家神道の解体が行われ、天皇の「人間宣言」がなされた時に、天皇制の障壁としての性格は除去されたかのように思われた。たしかに、キリスト教会に多くの人が群がる上げ潮現象が一時的に見られたけれども、それは長続きしなかった。間もなく恒常的な引き潮現象がとって代わり、キリスト信徒数の総人口比率1%の線を越えることは、戦後四十五年を経た今も、なおも実現できないのである。その間、天皇制と神道とによる日本精神の再建が、新国家主義と名のもとに着々と進展せしめられ、軌道にのせられてきた。皇太子の立太子令の皇室儀礼、紀元節の復活、元号法案の制定、靖国神社公式参拝への強力な運動により、天皇制は復権への道を辿ってきた。

象徴天皇制は、天皇制におけるドラマティックな改変であった。天皇が象徴とされることで、国民に近い存在と感ぜられるようになり、再び神格化することはありえないと考える楽観的な見方が支配的なものとなったことは否めない。しかし、そのような楽観的な見方がどれ程甘いものであったか、この数年の天皇制にかかわる国の対応の中に認めざるをえなくなってきた。新憲法が、天皇を国民統合の象徴としている点で、旧憲法との連続性を持ち続けていることを見逃してはならなかったのである。天皇制は、再び、日本国民統合の原理としての本性を見せ始めてきているのである。日本における福音宣教は、戦後の象徴天皇制においても、それに集約される国家原理によって、障壁をもうけられてきているのである。天皇制の問題は今日もなお依然として伝道の障害たり続けているのである。武田清子氏はそれについて次のように言っている。「日本の精神的土壌に根をおろそうとする時、キリスト教がぶつからざるを得なかった障害のうち、最も大きな障害が天皇制であり、日本の土壌をキリスト教化するよりも、キリスト教の本質を逆に変質させ、換骨奪胎してしまいかねないのが天皇制の問題には含まれている。」

国家が、神格化された天皇を中心とする国家神道をもって日本民族の統合を意図したとき、これに対し「否」をつきつけるべきものは、個々のキリスト者だけではないのであって、なにより明確な信仰告白の上に立つ、自律的教会であったのである。戦時中の日本キリスト教会は、天皇を神の座におくことにおいて悪魔化した国家に対応しうる自律制を、信仰告白において、教会統合の原則（教会と国家の関係）において、確立していなかった。このことに対する神学的な検索が充分に行われてきたかが問われなければならない。天皇制の復活が、教会に対する新しい挑戦となりつつある現在、教会が自律的教会として、国家に対し、「見守るもの」としての使命を果たしうる態勢を、神学的に、教会政治の面で、充分整えているかどうかを自らへの問としてつきつけられていることを自覚しなければならぬ。

日本のキリスト教の歴史において、キリスト教が国家と対立するものとして激しい攻撃の矢面に立たされたのは、一八九三年、東京帝国大学教授であった井上哲次郎が「教育と宗教の衝突」を出版した時であったと言われ、キリス

ト教の側からも強い反論が行われたこともあって、教育と宗教の衝突論争として知られている。当時のキリスト教の指導者たち、たとえば内村鑑三、植村正久などは、堂々と論陣を張って民族主義者、国家主義者と対決するが、あくまで個人的論争であって、国家に対する教会の戦いという形では論争は行われていない。当時の教会は、教会として国家に対して語るべきことを語る思想的、神学的自律性が確立されてはいなかった。日本基督教会にしても、教育勅語発令の年に、使徒信条に前文を付した簡易信条に切りかえており、教会の神学的主張の根拠となりえたであろうウエストミンスター信仰基準等の改革主義信条を現情にふさわしくないものとして廃棄していたのである。教会政治の面で、教会の自律性を明らかにするような長老主義政治は確立されていなかった。一九一二年、神仏三教の代表が集められ、いわゆる「三教合同」が行われた時、キリスト教会側は、この合同に積極的に協力し、神仏二教と同じ待遇を受けるに至ったことを喜んでいる。ここでキリスト教は公認宗教の地位を得るのであるが、このことは実質的には、天皇制国家の中にあつて、国民教化の一翼を担う体制の中に組み込まれてしまったのである。ここに、教会の自律性は失われ、国策に協力する宗教機関になりさがってしまったのであって、教会が信仰的に主体性をもって国家の弾圧と戦う姿勢は完全に失われてしまったのである。戦時中に見られたキリスト教の敗北は、教会として主体的自律的に国家と対立しえなかつた教会の体制の不整備に原因があつたと言えないだろうか。教会が信仰を告白する教会として、神学的に、教会政治の面で体制を整えることは、緊急な課題であると言わざるを得ない。日本基督改革派教会が、創立時に、「一つの信仰告白と、一つの教会政治と、一つのよき生活とを具備せる」『一つ一つの見ゆる教会』の具現を主張として掲げたのは、「信仰の自由、教会の自律性を尊重する」熱心に基くものであり、さらに、この確信に基づいて、三十周年に当って「教会と国家に関する信仰の宣言」を表明したのは、教会と国家の関係を明白にし、信教の自由と教会の自律性を確立することを努め、「教会と国家の主であるイエス・キリストの教会

にふさわしく国家に対して責任を負うことができる」ようになるためであつたのである。国家に対する教会の自律性の確立は、天皇帝国家、社会に従属せしめられることなく、教会として常に、イエスの主性を告白し、それにふさわしく戦い抜くために重要な課題であると信じる。

一九八九年日本キリスト者宣言の起草者の一人であられる雨宮栄一氏は、「教会と国家の視点から」の中で、この点について次のように述べておられる。

「しかしそれにしても、なぜ日本の教会はこのような過ちを犯したのであるのか。その理由は社会学的な分析も必要とするかもしれないが、それだけでは不十分である。問題はあくまでも神学的な理由であろう。つまり、あの時の日本の教会は、教会論的に教会と国家の関係を問う視点を持っていなかったからなのである。さらに言うなら、キリスト主権の信仰から、国家に対峙する教会の使命と責任をとらえる視点を欠落させていたからなのである。」

「したがってわれわれは、ここに改めて教会と国家の関係を問う視点を自分の信仰の内に確立せねばならない。いやあるいはもっと正確に言うならば、聖書に示めされているイエス・キリストへの信仰は、教会と国家の関係を問う視点を要求するといふべきであろう。」

ここで訴えられていることは、キリスト者の自律性であり、教会の自律性の確立の必要性と言っているのではないであろうか。そして、このことを明らかにすることのできる教会が求められているのである。それは単に、「自分の信仰の内に確立」することで終わることであつてはならないのであって、教会の信仰告白として確立されなければならない事柄なのである。

しかし、此処でもう一つ明らかにしておかなければならないことは、主キリストが、教会の主であることにとどまらず、国家の主でもありたもうということである。日本基督改革派教会の「教会と国家に関する信仰の宣言」は、こ

のことを次のように告白している。

「主イエス・キリストは、父なる神のみこころを行うにあたって、御自身のよしとする天地のあらゆる権能を用いられる。彼は教会と国家を、それぞれに固有な働きを委託して、御自身に任せさせられる。彼は教会のかしらであると同時に、国家のかしらでもあられる。従って、教会と国家は、共にかしらなるキリストに従属し共同の責任を負うので、相互に密接な関係がある。教会と国家は自己に託された権能と働きに従って相互に助け合う義務があるが、それぞれの権能は別個のものであり、キリストに対する関係も異なっているので、いずれも他方の領域を侵害することは許されない。」

教会の主であるキリストは、国家の王でもありたもう。このことは決して、教会と国家の自律性を損うものではない。両者は区別されなければならない自律的領域である。しかし、共に、キリストの主性のもとにあるものであるから、完全に分離される、無関係な関係ではない。だからこそ、教会は「国事に超然としてゐることは許されない」（宣言二の一）教会は、イエスを主と告白する共同体である。イエス・キリストを、教会の主であり国家の主でありたもうお方として世に宣言し、証言する。そのことにおいて宣教の働きに与る。だから、天皇の神格化に対して超然としてゐるわけにはいかない。

一九八九年日本キリスト者宣言もこの点について次のように宣言している。

「私たちが、あくまでもキリストの主権のもとに、キリストを中心としながら、歴史と世界の中に生き、また他者と共に生きる以外に、私たちの信仰の証しと告白の道はない。そのようなキリスト中心の信仰から、私たちは、天皇代替りによってあらためられた元号なるものを、主権在民に反する天皇中心の独善的、排他的、閉鎖的な国家主義的歴史観、世界観の残滓として、受けいれることができない。」

先に引用した雨宮論文からこの点についてのコメントを引用しておきたい。

「私たちはあのナザレのイエスを『主』と信じ、『主』と呼ぶことがゆるぎされているし、またそのように求められている。問題はこの『主』あるいは『主権』の理解である。いったい私たちが告白するキリストの主権の範囲はどこにおかれているのであろうか。私たちの主告白は、たんに私たちの心情の出来事であり、その主権の範囲は、心情に限定されるのであろうか。それとも、狭いキリスト者共同体にのみ限定されるのであろうか。そうではないであろう。私たちが告白するキリストの『主権』は、ただキリスト者共同体である教会における主権だけでなく、いまだにこの事実は無自覚であり続けている市民共同体を支配する主権でもある。国家もまたキリストの主権の下にある。」

「そして、だからこそ、キリストの支配の下にありながら、しばしばデモニーニッシュな姿をとろうとする国家に対して、教会は必要とされる時に警告し、批判しながらこれに対峙する。これまた、キリスト者が置かれた社会において多数者であろうと少数者であろうと関係はない。たとえキリスト者が一人しかいなくても、そのものに求められる信仰の要請である。」

天皇制の問題は、個々のキリスト者にとってだけでなく、教会として、この国で福音を伝え、福音に生きようとするものにとって、答えを出さないとますますできない問題である。大嘗祭を転機として、象徴天皇制が新しい局面を迎えようとしている今日、避けて通ることはできない。

わが国における福音宣教の障害として天皇制を考えると、政教分離原則の徹底ということでは律し切れない問題であることを指摘しなければならない。そこで問題にしておかなければならないことは、天皇の宗教性の問題である。かなりの人たちが、天皇制が象徴天皇制として、近代ヨーロッパの王室のような王へと脱皮することを期待している。しかし、われわれが忘れてはならないことは、ヨーロッパの王室と異なると、日本の天皇は、人皇ではなく天皇であ



るということである。大嘗祭において改めて明らかにされようとしていることは、天皇が、その儀式において天皇靈をうけて、現人神となり、神道の大祭司として立てられることである。これが皇室神道の祭祀としてあれ温存されているという事実を見落としてはならない。皇室の伝統から見れば、宮中祭祀こそが天皇本来の任務なのである。そして、天皇の祭祀が天皇家の伝統にのっとって国事として、或いは、皇室の公的行事（実質的に国事である）としていとなまれようとしていること、皇室の伝統が、皇室典範や、憲法に優位を占めるものとして重視されて行われようとしていることで、われわれが案じてきたことが今現実に行われようとしていることに目を向けなければならない。政教分離の原則を徹底すれば、天皇の祭祀は廃止に追い込まれざるを得ないであろう。しかし、皇室祭祀が前面的に廃止される時、「天皇制」はその意味を失うことになる。天皇制にとって、宗教性はその本質の一部であり、本来の意味に即して云うならば、それは、むしろ、天皇教とか、天皇宗と呼ぶ方がふさわしいのである。

天皇を生き神とあがめる信仰と天皇制について、稲垣久和氏は次のように書いておられる。「生き神信仰というのは、シャーマニズムの一種で、日本ではごくありふれた宗教であり……神社神道という宗教集団が天皇を生き神として崇めようと、それは彼らの伝統の自由に属することで我々に関係ない、と思われよう。ところがそうでない。というのは日本国憲法は、その同じ人物をこの国の象徴と保障してしまっているからである。」だから、神社神道の側からは、天皇の靖国神社や伊勢神宮の公式参拝を求めることは、当然の要求と考えられているのであって、彼らにとっては、「天皇を神格化するな」と言ったキリスト者の発言は、彼らの宗教を妨害し波瀾する乱暴な発言ということになるのである。

このように、神社神道の教祖的存在が、この国の憲法で、国民統合の象徴とされているのであるから厄介なことである。天皇が、天皇靈を受けて神となるということの中に、宗教学的に言って、アニミズムとシャーマニズムの受肉形態を見出すことができる。そして、このことが、古代民間信仰として、今日まで、儒教を包み込み、仏教を変質させてきたというだけでなく、キリスト教にも大きな影響を与えてきているのである。だから天皇制についての宗教学的的分析、宣教的把握は、日本での宣教のためにはどうしても行われなければならない検討である。そして、我々の神観の確立、人間観の確立が大きな課題として求められる。このことが厳格に行われぬ時は、キリスト教徒の神観も人間観も、日本的思惟の枠組から抜け出すことができない。

天皇制と、古代民間信仰、日本民族の原宗教との深いかかわりを見る時、天皇制と日本文化、そして日本民族の宗教性との関係を問題にしなければならぬと思う。それが、天皇制を支える文化意識といわれているものである。それが、日本教と呼ばれようと、日本主義と呼ばれようと、特色ある一つの世界観異教主義であることに変わりはない。それは、特色ある一つの思惟構造であり、思惟体系である。そしてこの体系が天皇制を支える体系である。

稲垣久和氏は、日本思想に存在する体系的な世界観に言及して、これを日本主義という名の世界観として捉えておられる。そして、これが、西欧のキリスト教弁証学がしばしば汎神論という名のものに簡単に片付けてしまうものではなく、ユニークな特徴をもつ世界観であると指摘する。さらに、日本的世界観の存在を明確に自覚しないならば、かつて日本化されたキリスト教と同じ誤りを繰り返すだけに違いないと指摘し、この世界観との対決を福音主義神学の一つの課題として訴えておられる。キリスト教会にとって、天皇制を表面的に捉え、憲法問題として、或いは、政教分離の問題としてのみ天皇制を考えるだけでは不十分である。そのことが極めて重要な課題であることは認めなければならない。しかし、その根底にある宗教構造をきちんと理解しておくこと、それを支えている世界観を問題にする事が大切である。

キリスト教会が、この国で福音宣教の使命を協力的に、効果的に果たして行くために、ただ、キリスト教を福音とし

て提示することに留まっていなければならないと考える。天にても地にても一切の権を与えられた主は、「あなたがたに命じておいた一切のことを守るように教えよ」と命じられた。また、パウロは、「神のみ旨を皆あますところなく」伝えたのである。聖霊によって啓示された神の御旨をその全体性において提示することである。この宣教命令は、天にても地にても一切の権を与えられておられる主、宇宙的主権をお持ちになる主の求めであることがおぼえられなければならない。

日本基督教改革派教会は、その創立宣言において、「有神的人生観乃至世界観こそ新日本建設の唯一の確かな基礎である」との確信を主張の第一点として表明している。創立者のこの確信は、今日、天皇制の根底にある日本的世界観との対決が、宣教の緊急な課題であることを知らされる時に、決して誤っていないことが確認される。我々は、聖書の（有神論的）世界観、人生観としてキリスト教を提示することが、特に、日本における宣教の名において、求められている重要な課題であると信じる。そのいとなみを無視して、天皇制を支える日本民族の伝統的な宗教性（異教的背神性）を克服しえないし、神の国としての教会と、神の民の共同体としての形成を期待することは安易すぎるのではないかと考える。

福音主義神学会の歴史において、一九八七年の第四回研究会議は、一つのエポックを画するテーマとして「福音と文化」の問題を取り上げた。それまで回避しがちであった領域に立入り意欲的な研究発表が行われた。その中で、日本文化の基層と云われるもの、或いは、日本教と云われるもの、更には、日本主義として捉えることの出来る、異教主義の実態が多様な角度から吟味され、検索された。そして、日本における福音宣教の課題として、文化の根底にある世界観の対決が自覚されるに至ったことは評価されなければならない。

福音宣教とのかかわりで天皇制の問題を考える時に、「内なる天皇制」と言われてきている部分に踏みこんで、日本主義的世界観と対決する弁証学的課題の自覚が求められる。

天皇人格化の神道儀礼が、国家的行事として行われようとしている今日、過去の誤りをふたたび繰り返すことのないように、政教分離の原則に踏み入ろうとする国家の誤りに対して、教会は見張役としての使命を果たし、国家に対し強く抗議しなければならない。しかし、単に憲法に表わされた「政教分離の違反」という反対運動、抗議運動だけでは充分ではない。我々は、ポスト大嘗祭をも視野に入れて、息の長い忍耐深い戦い、民衆の「心」の構造を変える方策を練り、天皇制との対決を続けなければならない。それがそのまま、日本宣教の課題に連がる。

余りにも大きな課題であり、困難な課題である。しかし、この課題の遂行に、今後は、「死に至るまで忠実であること」（黙示録二・十）が、日本のキリスト教会には厳しく求められているのではないだろうか。

「発題講演として問題を列挙するにとどめたレジメを急いで文章化したため神学誌にふさわしい体裁を整えるに至らなかったことをお許しいただきたい。注の方も参考文献を列挙するにとどめる」

### 【参考文献】

- 武田清子「人間観の相剋」（弘文堂、一九五九年）  
 古屋安雄「日本の神学」（ヨルダン社、一九八九年）  
 塚田理「象徴天皇制とキリスト教」（新教出版社、一九九〇年）

- 金田隆一「戦時下のキリスト教の抵抗と挫折」(新教出版社、一九八五年)
- 宇田進編「神の啓示と日本人の宗教意識」(共立基督教研究所、一九八九年)
- 稲垣久和「大嘗祭とキリスト者」(いのちのことば社、一九九〇年)
- 小野静雄「日本プロテスタント教会史」上・下(聖恵授産所出版、一九八六年)
- 雨宮栄一「一九八九年日本キリスト者宣言をめぐって、教会と国家の視点から」『福音と世界』(一九八九年二月)
- 日本キリスト者有志「一九八九年日本キリスト者宣言」『福音と世界』(一九八九年二月)
- 稲垣久和「ポスト近代の日本主義」『福音主義神学』一九号(一九八八年)

(日本基督教改革派・灘教会・牧師)